

鎌倉市農業委員会 令和 5 年度 第 4 回総会 次第	
日 時	令和 5 年 (2023 年) 7 月 19 日 (水) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1 階 102 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・飯田事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員 江上事務職員
欠席委員	10 番 飯田委員
議長(平井会長)	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	欠席の届出がありますので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(太田局長)	議長。10番飯田委員から所要のため欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、7 番 和田委員、8 番 落合委員に お願いします。 現況証明委員については、現委員は 7 月 19 日をもって任期満了 のため、新委員が委嘱され次第、指名いたします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 8 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 7 号の 規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告に ついて、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 1、報告第 8 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定 による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席 してご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の 届出について、6 月 12 日から 6 月 30 日までに受理し、処理した案件 について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の 1～2 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 8 月 1 日に共同住宅へ転用のため、令和 5 年 6 月 29 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第9号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第9号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、6月12日から6月30日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～5ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年8月1日に資材置場へ転用のため、令和5年7月6日に専決処分いたしました。 続きまして3ページの番号2と、5ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年7月18日に専用住宅へ転用のため、令和5年7月6日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、議案 第11号、非農地証明について上程いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、議案第11号、非農地証明について、ご説明いたします。 送付資料の6ページの議案書、7ページの議案第11号 参考資料①及び8ページの議案第11号 参考資料②をご覧ください。 非農地証明は、県が作成する「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」から抜粋した非農地の定義により、当該土地が農地法上の農地に該当しないことを農業委員会が証明するものです。 はじめに、非農地の定義についてご説明します。

非農地には、資料に記載の12項目のいずれかに該当する転用後10年の土地であって、かつ農地等に復元することが著しく困難な土地が該当します。

次に非農地の要件についてですが、資料に記載の6項目に該当するかを確認します。

【要件6項目】

- ① 農用地区域に設定されていないこと。
- ② 当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。
- ③ 周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと。
- ④ 当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。
- ⑤ 当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追求されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。
- ⑥ 転用後10年以上経過していること。

これらの要件を満たした土地が、非農地として判断されるものです。

続いて、本議案についてご説明いたします。

本議案の申請者及び申請地は、事前に送付した、議案資料及び参考資料のとおりで、当該地は市街化調整区域内であり、現況は宅地となっています。

そのため、参考資料②の非農地の定義にある12項目のうち、①に該当します。

次に非農地の要件の6項目について、順番に確認させていただきます。

①「農用地区域に設定されていないこと。」ですが、農用地区域は、関谷・城廻地域の農業振興地域の農地が地番指定されている区域であるため、対象地は農用地区域に指定されていない土地となります。

次に、②「当該土地の立地等の条件が審査基準に規定する農地区分甲種農地及び第1種農地に該当する場合には、その転用目的が立地基準に適合していること。」ですが、農地区分甲種農地及び第1種農地とは、前提として、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地を指しますが、対象地は周辺に10ヘクタール以上の一段の農地がないため、該当しません。

③「周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがないこと」についてですが、周辺に農地はありません。

④「当該土地が、農地等を含む筆の一部でないこと。」については、対象地は宅地内に全て存在しているため、筆の一部ではありません。

⑤「当該土地が、申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及の見込みがないこと。」については、

	違反転用ではなく、宅地であるため、今後も追及の見込みはありません。なお、課税部門に確認したところ、過去10年間の課税地目は宅地であり、農業委員会でも農地利用状況調査の対象地からは外れています。 ⑥「転用後10年以上経過していること。」については、平成8年(1996年)当時の航空写真で現地を確認しても、対象地が宅地となっていることから、転用後10年以上が経過していると考えられます。 よって非農地の要件6項目をすべて満たし、宅地であることから、非農地として判断しようとするものです。 本議案についてご審議いただき、了承いただければ、申請者に非農地証明を交付しようとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	議長。1番。7月4日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現地は、庭敷地の一部となっており、農地に復元することは著しく困難な土地です。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第11号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第11号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、議案 第12号、農地等の認定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第4、議案第12号、農地等の認定についてご説明します。 市街化区域内の農地については、生産緑地地区に指定されると、農地等として管理されなければならない、建築等の行為にも制限がかかります。 一方で、生産緑地地区の指定を受けると、税制上の優遇措置が適用されるものです。 生産緑地法施行規則第1条には、市町村が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成しようとする場合においては、当該市町村

	の長は、生産緑地法第2条第1号に規定する農地又は採草放牧地に該当しているかどうかについて、農業委員会の意見を聴くことができますとされています。 今般、生産緑地の追加指定を行うに当たり、鎌倉市長から生産緑地法第2条第1号に規定する農地等に該当しているか意見を求められているものです。 今後の手続きとしては、10月に、開催予定の鎌倉市都市計画審議会の審議を経て、年内に生産緑地地区の告示が予定されています。 それでは、お手元の送付資料9ページの議案書及び10ページの議案第12号参考資料をご覧ください。 申請地は、現在農地として良好に耕作が行われています。 本総会でご審議いただき、承認をいただいた後、農地法上の農地として認定する旨の回答をするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2番(浜野委員)	議長。2番。7月4日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、現在は、里芋、カボチャ等の作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第12号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第12号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第5、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料11ページの議案書、12ページの議案第13号参考資料①及び13ページの参考資料②をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

	本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地で、隣接する■■■■及び■■■■は現在、■■■■氏が耕作している土地です。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年8月1日から令和10年7月31日までの5年間で、使用貸借により耕作するものです。■■■■氏の農作業従事見込み日数は年200日、1名で営農するとのことです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	議長。1番。7月4日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、サツマイモが作付けされていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	これは使用貸借による貸し借りであるが、利用権の種類の設定は借りる年数等によるのですか。
事務局(飯田補佐)	ここは貸し手と借り手の合意によって遊休化した農地を解消することからスタートしており、8月から書類上の貸し借りを行うものです。使用貸借にしているのは、ある程度荒れている土地なので、費用がかかるためです。
12番(郷原委員)	了解です。
議長(平井会長)	現地調査に行った際にもご本人に意思確認もしました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第13号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第13号は承認されました。

議長(平井会長)	次に、日程 第6、議案 第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第6、議案第14号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 14 ページの議案書、15 ページの議案第 14 号参考資料をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から■■■■氏に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地で、参考資料内で■■■■氏は他に、隣接する■■■■、■■■■、■■■■ほか6筆を現在耕作しています。 農業会議から■■■■氏への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年8月1日から令和8年7月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、2筆を合わせて年間12,100円となっています。■■■■氏の農作業従事見込み日数は年300日、1名で営農することです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2番(浜野委員)	議長。2番。7月4日(火)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、サツマイモ、スイカが作付けされていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第14号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第14号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、その他、諸般の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第7、その他、諸般の報告について、1件、着席して、報告いたします。 諸般の報告1、農業委員会預り金について、報告いたします。 7月10日(月)～13日(木)の間に各委員の指定の口座へ別紙「預り金収支報告書」のとおり振込が完了しておりますので、ご確認よろしくをお願いします。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和5年度 第4回総会を閉会いたします。 3年の長きにわたり、ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 7番 和田 雅裕	
議事録署名委員 8番 落合 るみ	